

# 峡南地域保健医療推進委員会及び専門委員会 組織関係図

資料5

## 峡南地域保健医療推進委員会

- (1) 地域保健医療計画に関すること
- (2) 救急医療及びべき地医療対策に関すること
- (3) 医療資源の共同利用等医療の供給体制に関すること
- (4) 市町村保健計画に関すること
- (5) 地域の保健指導等に関すること
- (6) 休日夜間急患診療体制整備事業費補助金に関すること

## 峡南地域在宅療養者支援のための多職種連絡会議(専門委員会)

- ・在宅医療と介護の連携推進に関すること

## 峡南地域在宅療養者支援のための多職種連絡会議実施要領（案）

### 1. 目的

在宅療養を希望する者が、住み慣れた生活の場において必要な医療・保健・介護サービスが受けられるように、医療・保健・福祉従事者が協力しサポートしていく体制の構築を図ることを目的とし、峡南地域保健医療推進委員会の専門委員会として、在宅医療と介護の連携推進等について協議を行う場として、峡南地域在宅療養者支援のための多職種連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### 2. 実施主体

峡南保健福祉事務所

### 3. 構成員

医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護ステーション職員、地域包括支援センター職員、介護事業所職員、市町村行政職員、保健所長等

### 4. 役員等

連絡会議の役員として、会長1名、副会長2名を置く。

1) 会長は、連絡会議において選出し、承認を得るものとする。

2) 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

3) 副会長は、会長が指名することとし、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

4) 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5) 委員は再任を妨げない。

### 5. 会議

会議は、会長が招集し、会議には議長1名を置き、会長がこれにあたる。

### 6. 作業部会

連絡会議の所掌事務を補助するため、必要に応じて作業部会を設置する。

### 7. 協議事項

- (1) 在宅医療と介護の連携推進のための多職種連携
- (2) 在宅医療を推進するための体制整備
- (3) 在宅医療を浸透させるための普及啓発
- (4) 在宅医療を担う人材の育成
- (5) 在宅連携支援プログラム（在宅医療と介護の連携手順）の検討
- (6) その他

目的の達成に必要な事項

### 8. 事務局

連絡会議は事務局を峡南保健福祉事務所におく。

### 9. その他

この要領にさだめるもののほか、会議の運営に関し必要な事項を行う。

### 附 則

- 1 この要領は、平成26年 月 日から施行する。

在宅療養者支援のための多職種連絡会議（平成26年度）構成員（案）

	分 野	職種	氏 名	所属・役職名等
1	行政機関	市川三郷町		
2		市川三郷町		
3		早川町		
4		身延町		
5		南部町		
6		富士川町		
7		峡南保健所	医師	
8	地区医師	西八代郡医師会	医師	
9		南巨摩郡医師会	医師	
10			医師	
11	病院	峡南医療センター市川三郷病院	医師	
12		峡南医療センター富士川病院	医師	
13		組合立飯富病院	医師	
14		身延山病院	医師	
15		峡南病院	医師	
16		しもべ病院	医師	
17	関係団体・機関	峡南地区歯科医師会	歯科医	
18		山梨県峡南薬剤師会	薬剤師	
19		山梨県看護協会峡南地区支部	看護師	
20		峡南在宅医療支援センター	社会福祉士	
21		地域包括支援センター（北部）	保健師	
22		地域包括支援センター（中南部）	保健師	
23		山梨県介護支援専門員協会峡南支部	介護支援専門員	
24		山梨県医療社会事業協会	社会福祉士	
25		山梨県栄養士会峡南支部	管理栄養士	
26		山梨県介護福祉士会峡南ブロック	介護福祉士	
27		管内保健師代表	保健師	
28		訪問看護ステーション	看護師	
29		峡南地区認知症家族会		
30	有識者			

事務局	峡南保健福祉事務所	所長
	峡南保健福祉事務所	事務次長
	峡南保健福祉事務所	技術次長
	峡南保健福祉事務所	福祉課
	峡南保健福祉事務所	長寿介護課
	峡南保健福祉事務所	地域保健課
	峡南保健福祉事務所	健康支援課